

拾得物件の掲示又は備え付ける書面の事例です。

財布(現金18,050円とキャッシュカード1枚、ポイントカード2枚在中)を拾得した場合

拾 得 物 件 一 覧 簿

番号	物件の種類及び特徴 (現金の有無等)	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
1	財布(茶色)、キャッシュカード、クレジットカード 現金 有 千円以上 千円未満 . 無	1月6日 13時30分	1 F レジ	
2	折りたたみ傘 (赤色) 現金 有 千円以上 千円未満 . 無	1月7日 15時00分	1 F 女子トイレ	
3	現金 現金 有 千円以上 千円未満 . 無	1月6日 11時00分	2 F 紳士服売場	
4	ズボン (ベージュ) セーター (黒) 現金 有 千円以上 千円未満 . 無	1月8日 16時30分	1 F 男子トイレ	
5	現金 有 千円以上 千円未満 . 無	月 日 時 分		
6	レジ袋(ズボン、セーターが在中)を拾得した場合 現金 有 千円以上 千円未満 . 無	月 日 時 分		
7	現金 有 千円以上 千円未満 . 無	月 日 時 分		



- 遺失物法第16条・・・その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、・・・その施設の見やすい場所に法第7条第1項に掲げる事項を掲示(書面を備え付け、自由に閲覧させる方法でも可)しなければならない。(遺失者に返還するか警察署長に提出するまでの間)
- 法第7条第1項・・・物件の種類・特徴、拾得の日時・場所